別表六(五)の記載要領第１号中「この号において「」を「この号及び第４号において「」に改め、「第２条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び第４号において「平成21年旧法人税法」という。)第69条第８項若しくは第11項(外国子会社の配当等に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合(租税条約(我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。以下この号において同じ。)において定めるところにより同条第８項の規定の適用を受ける場合を含む。)若しくは平成21年改正法」を「平成21年旧法人税法第69条第８項若しくは第11項の規定の適用を受ける場合(租税条約」を「平成21年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第４号において「平成21年旧法」という。)第69条第８項若しくは第11項(外国子会社の配当等に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合（租税条約（我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。以下この号において同じ。)」に改め、「平成21年旧法人税法第81条の15第８項若しくは第11項(連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合(租税条約において定めるところにより同条第８項の規定の適用を受ける場合を含む。)若しくは」を「とされる平成21年旧法人税法第81条の15第８項若しくは第11項」を「とされる平成21年旧法第81条の15第８項若しくは第11項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除)」に改め、同第四号を「同第五号中「「(26)×(25)/(20)−(26)」又は「((26)＋(別表六(五の二)「22」の合計))×(25)/((20)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(26)」(31)」を「「(22)×(21)/(16)−(22)」又は「((22)＋(別表六(五の二)「22」の合計))×(21)/((16)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(22)」(27)」に、「平成21年旧法人税法第69条第11項又は」を「平成21年改正法附則第12条第２項、第44条第５項、第45条第５項、第59条第５項若しくは第60条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年旧法第69条第11項又は平成21年改正法附則第16条第２項、第44条第５項、第45条第５項、第59条第５項若しくは第60条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年旧法」に、「「(26)×(25)/(20)−(26)」又は」を「「(22)×(21)/(16)−(22)」又は」に、「「又は「((26)＋(別表六(五の二)「22」の合計))×(25)/((20)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(26)」」を「「又は「((22)＋（別表六（五の二)「22」の合計))×(21)/((16)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(22)」」に、「「((26)＋（別表六(五の二)「22」の合計))×(25)/((20)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(26)」」を「「((22)＋(別表六(五の二)「22」の合計))×(21)/((16)と（別表六（五の二)「９」)のうち多い金額）−(22)」」に、「「(20)」」を「「(16)」」に改め、同号を同第四号とし、同号の次に次の１号を加える。

５　平成元年４月１日前に開始した事業年度において受けた配当等に係る控除対象外国法人税の額が同日以後に開始する事業年度又は平成15年３月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合の計算にあつては、「(27)と(28)のうち少ない金額　(29)」とあるのは「(27)の金額　(29)」と、「(30)と(31)のうち少ない金額　(32)」とあるのは「(30)の金額　(32)」として記載すること。この場合において、「(7)に対して課される外国源泉税の額　(8)」、「(8)×(21)/(7)　(26)」、「限度額　(21)−(26)×２　(28)」及び「限度額　((21)−(29))×0.5−(26)　(31)」の各欄は記載しないこと。

別表六(五)の記載要領第六号を削る。

別表六(五の二)の表中「増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(20)の金額」を「増額前の事業年度又は連結事業年度の(20)の金額」に、「増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額」を「増額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額」に改め、同表の記載要領第１号中「第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成21年旧法人税法」という。)第69条第11項（外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは平成21年改正法」を「平成21年旧法人税法第69条第11項」を「平成21年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成21年旧法人税法」という。)第69条第11項（外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例）」に改め、「平成21年旧法人税法第81条の15第11項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは」を「とされる平成21年旧法人税法第81条の15第11項」の次に「(連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例)」を加え、同第11号中「(平成21年政令第105号)」を「平成21年政令第105号。以下この号において「平成21年改正令」という。)附則第13条（外国子会社の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正令」に、「同令」を「平成21年改正令附則第21条（連結法人に係る外国子会社の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正令による改正前の法人税法施行令」に改め、同第11号を削る。